

豊丘村地域防災計画

風水害等対策編

令和3年3月

豊丘村防災会議

第1編 風水害等対策編

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨	1
第2節	防災の基本方針	2
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第4節	防災面からみた豊丘村の概要	12

第2章 災害予防計画

第1節	風水害に強いむらづくり	(各課)	15
第2節	災害発生直前対策	(各課)	20
第3節	情報の収集・連絡体制計画	(各課)	22
第4節	活動体制計画	(各課)	24
第5節	広域相互応援計画	(各課)	27
第6節	救助・救急・医療計画	(総務課・健康福祉課)	30
第7節	消防・水防活動計画	(総務課)	34
第8節	要配慮者計画	(健康福祉課・社会福祉協議会)	39
第9節	緊急輸送計画	(総務課・産業建設課)	48
第10節	障害物の処理計画	(産業建設課)	51
第11節	避難収容活動計画	(健康福祉課・教育委員会・保育園)	52
第12節	孤立防止対策	(総務課・産業建設課・健康福祉課)	60
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	(総務課・健康福祉課)	63
第14節	給水計画	(環境課)	65
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	(総務課・健康福祉課)	67
第16節	危険物施設等災害予防計画	(総務課・飯田広域消防本部)	69
第17節	電気施設災害予防計画	(電力会社)	72
第18節	上水道施設災害予防計画	(環境課)	74
第19節	下水道施設災害予防計画	(環境課)	75
第20節	通信・放送施設災害予防計画	(総務課)	78
第21節	災害広報計画	(総務課)	81
第22節	土砂災害等の災害予防計画	(総務課・産業建設課)	83
第23節	建築物災害予防計画	(総務課・産業建設課・教育委員会)	87
第24節	道路及び橋梁災害予防計画	(産業建設課)	89
第25節	河川施設災害予防計画	(産業建設課)	91
第26節	ため池災害予防計画	(産業建設課)	92
第27節	農林産物災害予防計画	(産業建設課)	93

第28節	二次災害の予防計画	(各課)	95
第29節	防災知識普及計画	(各課)	97
第30節	防災訓練計画	(総務課)	103
第31節	災害復旧・復興への備え	(各課)	106
第32節	自主防災組織等の育成	(総務課)	108
第33節	企業防災に関する計画	(総務課・産業建設課)	111
第34節	ボランティア活動の環境整備計画	(健康福祉課・社会福祉協議会)	113
第35節	災害対策基金等積立及び運用計画	(総務課)	115
第36節	風水害対策に関する調査研究及び観測	(総務課)	116
第37節	事業継続計画	(各課)	117
第38節	観光地の災害予防計画	(総務課・産業建設課)	119
第39節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	(総務課)	120

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動	(各課)	121
第2節	災害情報の収集・連絡活動	(各課)	135
第3節	非常参集職員の活動	(各課)	147
第4節	広域相互応援活動	(総務課)	162
第5節	ヘリコプターの運用計画	(総務課)	168
第6節	自衛隊災害派遣活動	(総務課)	174
第7節	救助・救急・医療活動	(総務課・消防団・健康福祉課)	180
第8節	消防・水防活動	(総務課・消防団・産業建設課)	186
第9節	要配慮者に対する応急活動	(健康福祉課・社会福祉協議会)	197
第10節	緊急輸送活動	(総務課・産業建設課・環境課)	200
第11節	障害物の処理活動	(産業建設課)	204
第12節	避難収容活動	(各課)	207
第13節	孤立地域対策活動	(各課)	224
第14節	食料等の調達供給活動	(健康福祉課)	227
第15節	飲料水の調達供給活動	(環境課)	230
第16節	生活必需品の調達供給活動	(健康福祉課)	232
第17節	保健衛生・感染症予防活動	(健康福祉課)	234
第18節	行方不明者・遺体の捜索及び処置等の活動	(消防団・健康福祉課・環境課)	237
第19節	廃棄物の処理活動	(環境課)	239
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	(総務課・産業建設課・環境課)	241
第21節	危険物施設等応急活動	(総務課・環境課・飯田広域消防本部)	243
第22節	電気施設応急活動	(電力会社)	247
第23節	上水道施設応急活動	(環境課)	249

第24節	下水道施設応急活動	(環境課)	250
第25節	通信・放送施設応急活動	(総務課)	252
第26節	災害広報活動	(総務課)	254
第27節	土砂災害等応急活動	(総務課・産業建設課)	256
第28節	建築物災害応急活動	(各課)	258
第29節	道路及び橋梁応急活動	(産業建設課)	260
第30節	河川施設応急活動	(総務課・産業建設課)	261
第31節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	(各課)	262
第32節	ため池災害応急活動	(産業建設課)	267
第33節	農林産物災害応急活動	(産業建設課)	268
第34節	文教活動	(教育委員会)	270
第35節	飼養動物の保護対策	(産業建設課・環境課)	274
第36節	ボランティアの受入れ体制	(健康福祉課・社会福祉協議会)	275
第37節	義援物資・義援金の受入れ体制	(総務課・健康福祉課・社会福祉協議会)	277
第38節	災害救助法の適用	(総務課)	279
第39節	観光地の災害応急対策	(産業建設課)	282

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	(各課)	283
第2節	迅速な原状復旧の進め方	(各課)	284
第3節	計画的な復興	(各課)	286
第4節	資金計画	(各課)	289
第5節	被災者等の生活再建等の支援	(各課)	290
第6節	被災中小企業等の復興	(産業建設課)	295
第7節	被災した観光地の復興	(産業建設課)	296

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、村民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害等に備え、対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、村、県、公共機関、事業者及び村民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえない村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき豊丘村防災会議が作成する「豊丘村地域防災計画」の「風水害等対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定める。

なお、この計画は「長野県地域防災計画」と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は「長野県地域防災計画」に準ずる。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

第2節 防災の基本方針

- 1 防災対策を実施するにあたって、次の事項を基本として、村、防災関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策を講ずる。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。
- (イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 災害に強いむらづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、郷土保全事業及び開発事業等による災害に強いむらの形成、並びに住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保等
- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- (ウ) 防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境の整備等
- (エ) 防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進及び予測・観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- (オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関が連携した実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施等

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

- (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍村民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- (ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、避難収容活動を行う。
- (カ) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定・物資の安定供給のための施策を実施する。
- (コ) 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (サ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
- (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
- イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
- (ア) 被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- (イ) 被災施設の迅速な復旧、そのための広域応援
- (ウ) 再度災害の防止とより快適な環境を目指した防災むらづくり
- (エ) 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

(オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援

(カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援

ウ 村、県、防災関係機関は、互いに連携を取りつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

2 村、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の対策を行う。

(1) 防災施設・設備の整備の促進

(2) 防災体制の充実

(3) 住民の防災意識の高揚、自主防災組織の強化

(4) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

(5) 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立

(6) 防災関係機関、住民相互間、住民と行政との間での防災情報の共有

3 住民は、「自らの命は自らが守る」を認識し、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じる。

4 どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会のさまざまな主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自らの防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 自主防災組織

自治会を単位とする自主防災組織は、所属する区の自主防災組織と連携をとる。各区の自主防災組織は、村の災害対策本部と綿密な連携をとり、村災害対策本部の防災業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、村、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

- (1) 村防災会議、村警戒本部及び村災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関すること。
- (3) 水防、その他応急措置に関すること。
- (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び災害調査に関すること。
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）に関すること。
- (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (7) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (8) 救助物資及び災害対策用資機材の備蓄及び調達に関すること。
- (9) 村内における公共的団体及び自主防災組織の育成に関すること。
- (10) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 県

- (1) 長野県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他応急復旧に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
- (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。
 - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。
 - ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。
 - エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
- (2) 関東財務局(長野財務事務所)
 - ア 地方公共団体に対する資金の融通あっせんに関すること。
 - イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
- (3) 関東信越厚生局
 - ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。
 - イ 関係機関との連絡調整に関すること。

- (4) 関東農政局（長野県拠点）
- ア 災害予防対策
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。
 - (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。
 - イ 応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。
 - (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜などに係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
 - (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事。
 - ウ 復旧対策
 - (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。
 - (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。
- (5) 関東経済産業局
- ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
 - イ 被災商工鉅業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
 - ウ 被災中小企業の振興に関する事。
- (6) 中部経済産業局
- 電気の供給の確保に必要な指導に関する事。
- (7) 北陸信越運輸局
- 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事。
- (8) 東京管区気象台（長野地方気象台）
- ア 気象等の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (9) 国土交通省中部地方整備局（天竜川上流河川事務所、飯田国道事務所）
- 管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行う。
 - ア 災害予防
 - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
 - (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施

- (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (エ) 所管施設の緊急点検の実施
- (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- (10) 信越総合通信局
 - ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。
 - イ 非常通信に関すること。
 - ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。
 - エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
- (11) 長野労働局
 - ア 事業場における産業災害の防止に関すること。
 - イ 事業場における自主防災体制の確保に関すること。
- (12) 中部森林管理局
 - ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。
 - イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。
 - ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。
- (13) 中部地方環境事務所
 - ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。
 - イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
- (14) 関東地方測量部
 - ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
 - イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。
- 4 南信州広域連合（飯田広域消防本部）
 - (1) 消防、水防、その他応急措置に関すること。
 - (2) 村の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
 - (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
 - (4) その他消防本部の掌握事務についての防災対策に関すること。
- 5 長野県警察本部（飯田警察署）
 - (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
 - (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。
 - (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
 - (4) 遺体（行方不明者）の捜索及び検死に関すること。
- 6 陸上自衛隊第13普通科連隊（松本駐屯部隊）
 - (1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。
 - (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

7 指定公共機関

- (1) 東日本電信電話（長野支店）、NTTドコモ（長野支店）、KDDI、ソフトバンク
 - ア 電気通信設備の保全に関すること。
 - イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
- (2) 中部電力パワーグリッド（株）（飯田営業所）
 - ア 電力施設の保全、保安に関すること。
 - イ 電力の供給に関すること。
- (3) 日本銀行（松本支店）
 - ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。
 - イ 損傷通貨の引換に関すること。
- (4) 日本赤十字社（長野県支部）
 - ア 医療、助産等救助、救護に関すること。
 - イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
 - ウ 義援金の募集に関すること。
- (5) 日本放送協会（長野放送局）

災害情報等災害広報に関すること。
- (6) 日本通運（飯田支店）

災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (7) 日本郵便信越支社
 - ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
 - イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。

8 指定地方公共機関

- (1) ガス会社
 - ア ガス施設の保全、保安に関すること。
 - イ ガスの供給に関すること。
- (2) 旅客自動車運送事業者（信南交通）

災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
- (3) 長野県トラック協会飯田支部

災害時における貨物自動車による救助物資などの輸送の協力に関すること。
- (4) 放送事業者（信越放送、長野放送、テレビ信州、長野朝日放送、長野FM放送）

気象予報及び警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。
- (5) 長野県情報ネットワーク協会

天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。
- (6) 長野県エルピーガス協会

液化石油ガスの安全に関すること。

- (7) 長野県建設業協会
災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
- (8) 長野県社会福祉協議会（豊丘村社会福祉協議会）
災害ボランティアに関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 飯田環境センター
災害時における清掃対策及び粗大ゴミ処理施設の災害対策に関すること。
- (2) 農業協同組合（みなみ信州農業協同組合・豊丘支所）
 - ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
 - ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
 - エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
 - オ 農産物の需給調整に関すること。
- (3) 飯伊森林組合
 - ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
 - ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
- (4) 下伊那漁業協同組合
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
 - ウ 共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
- (5) 豊丘村商工会
 - ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること。
 - ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。
 - エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
- (6) 飯伊地区包括医療協議会（飯田医師会、飯田下伊那歯科医師会、飯田下伊那薬剤師会等）
 - ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
 - イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。
- (7) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
 - イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
- (8) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。

(9) 金融機関

被災事業者等に対する資金融資に関すること。

(10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

ア 安全管理の徹底に関すること。

イ 防護施設の整備に関すること。

(11) 自主防災組織等

ア 村が行う災害応急対策の協力に関すること。

イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること。

ウ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。

エ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配給及び避難所内の運營業務等協力に関すること。

オ 被災者状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。

カ 自主防災活動の実施に関すること。

第4節 防災面からみた豊丘村の概要

第1 自然的条件

1 地形

豊丘村は、長野県下伊那郡の北部、伊那谷を南北に流れる天竜川の東岸に位置し、東は伊那山脈を境として大鹿村、上村に続き、南は高関山境に喬木村に接している。また、西は天竜川を隔てて高森町、松川町に相對し、北は間沢川を挟んで松川町生田に接している。総面積は76.79 k m²で、東西10.5 k m、南北7.5 k mの地形は、山林がほぼ80%を占め、集落の形成は天竜川沿岸の下段地域、河岸段丘を重ねる中段地域及び山間地帯に大別される。

地質は、天竜川の沖積地帯（下段）、伊那層上に火山灰を堆積した洪積台地（中段）、花崗岩の基盤上の砂質土で覆った山間地帯（上段）から成っており、伊那山脈を源に発する壬生沢川、虻川、漆沢川、芦部川、寺沢川、市の沢川、間沢川の一級河川が、いずれも段丘を横断して溪谷をつくり、天竜川に注ぐなど起伏に富んでいる。

2 気候

豊丘村の気候は、内陸部に位置することから東日本区の中央高原区に属しているが、表日本東海型気候を混有する特異な地帯で、気温の日格差が大きいのが特徴である。

四季の変化が明瞭で、年間の降水量は約1,600mm。梅雨期、秋霜期に集中しており、冬は比較的温暖で雪が少ない。

山間盆地としては住みよい気候であるが、年平均気温は天竜川沿岸が比較的暖かく、山間地は標高が高くなるにつれて順次気温は低くなる。

第2 社会的条件

1 人口分布

豊丘村の人口は、約6,500人であり、減少傾向にある。人口密度は1 k m²あたり約85人であり、天竜川に沿う平坦地（主に河野区、田村区、林区、伴野区）を中心に集中しており、当該4地区で人口の約9割を占めている。

また、高齢者（65歳以上）の総人口に占める割合は31.8%（平成27年国勢調査）であり、高齢化が進んでいる。

人口と世帯数の推移（国勢調査による）

年 代	世帯数(戸)	人口総数(人)	人口密度(人)
平成2年	1,812	7,254	94.5
平成7年	1,861	7,170	93.3
平成12年	1,939	7,221	94.0
平成17年	1,986	7,068	92.0
平成22年	2,000	6,819	88.7
平成27年	2,054	6,592	85.7

豊丘村高齢者人口推移（国勢調査による）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0～14歳	18.3%	16.8%	16.2%	15.3%	14.1%	14.3%
	1,330	1,205	1,166	1,081	963	944
15～64歳	60.9%	58.3%	56.6%	55.8%	55.7%	53.9%
	4,413	4,177	4,089	3,946	3,796	3,554
65歳以上	20.8%	24.9%	27.2%	28.9%	30.2%	31.8%
	1,511	1,788	1,966	2,041	2,060	2,094
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	7,254	7,170	7,221	7,068	6,819	6,592

2 道路の位置等

道路は、地形的な制約から扇状に展開し、そのほとんどが山間部を走っている。村の天竜川沿岸地帯を主要地方道の県道伊那生田飯田線及び村道竜東一貫道路が南北に通じ、それに直交して県道市田停車場線が通っており、また、河岸段丘地帯を広域農道が南北に通過し、この4路線が村の広域道路体型の骨格となっている。

幹線道路としては上記のほか、村道黒谷線、長沢線、佐原線、福島線、壬生沢線、県道長沢田村線がある。

第3 豊丘村の災害履歴

○ 地震災害履歴

年代（西暦）	月	規模	被害内容
永享5年(1433)	9	M7<	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。
明応7年(1498)	8	M8.4	東海沖の巨大地震で、下伊那でも被害があったと考えられる。
天正13年(1586)	1	M7.8	天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、下伊那でも土砂災害があった。
寛文2年(1662)	5	M7.6	琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があった。
元禄16年(1703)	11	M8.0	元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。
宝永4年(1707)	10	M8.4	東南海沖震源の最大級の地震。飯田の被害は歴史上最大。落石等多数発生。
享保3年(1718)	7	M7.0	遠山地震。南信濃村付近が震源。山崩、跳び石で死者50余。中央構造線の活動。
享保10年(1725)	7	M6.5	諏訪、高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。
安政1年(1854)	11	M8.4	安政東海地震。飯田で死者34人。32時間後に安政南海地震発生。
明治24年(1891)	10	M8.0	濃尾地震。最大級の直下型地震。飯田でも地面に亀裂など。山崩れ多数。
大正12年(1923)	9	M7.9	関東大震災。飯田地方で壁に亀裂。
昭和19年(1944)	12	M7.9	東南海地震。飯田は震度4。落石で飯田線が不通になった。

※M=マグニチュード

(資料：豊丘村防災アセスメント調査報告書)

○ 風水害履歴

年代（西暦）	月	被害内容
昭和36年(1961)	6	梅雨前線豪雨により死者3名。全半壊家屋43戸、流失家屋25戸。
昭和42年(1967)	7	台風10号による風水害により、農業用施設に災害。
昭和43年(1968)	8	台風10号により公共土木施設等に災害。
昭和44年(1969)	8	台風7号により公共土木施設等に災害。
昭和45年(1970)	6	梅雨前線集中豪雨により、土砂が流入した家屋3戸。
昭和46年(1971)	7	台風13号により、公共土木施設等に災害。
昭和47年(1972)	7	台風6号により、公共土木施設等に災害。
昭和48年(1973)	6	梅雨前線集中豪雨により、公共土木施設等に災害。
昭和49年(1974)	7	台風14号により、公共土木施設等に災害。
昭和52年(1977)	6	大雨降ひょうにより、農業用施設等に被害。
昭和54年(1979)	9	台風16号により、農作物に被害。
昭和56年(1981)	7	雷雨集中豪雨による災害。
昭和56年(1981)	10	10月豪雨による災害。
昭和57年(1982)	8	台風10号による風水害。
昭和57年(1982)	9	台風18号による風水害。
昭和58年(1983)	9	台風10号により、全半壊家屋21戸。
昭和63年(1988)	9	集中豪雨による災害。
平成3年(1991)	9	台風18号による風水害。
平成10年(1998)	9	台風5、7、8号による風水害。
平成20年(2008)	8	降ひょうにより、農作物、農業用施設等に被害。
令和2年(2020)	7	令和2年7月豪雨により、公共土木施設、農業用施設等に被害。

(資料：豊丘村防災アセスメント調査報告書)

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いむらづくり

【各課】

第1 基本方針

本村は村域の特性に十分配慮しつつ、県の協力を得て風水害に強いむらづくりを行う。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い村土を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強い村の形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いむらづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 風水害に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

本村は、昭和36年の豪雨による災害を始め、水害を中心に幾多の自然災害に見舞われている。集落の背後に風化した花崗岩で覆われた急峻な山地を持つ当村において風水害対策を主とした自然災害の予防措置策は、村土づくりをすすめるうえで、重要な事業といえる。

また、本村では、地震後の崩壊による二次災害が懸念されていることから、本村においては、土砂災害等の対策を地震災害に対する事前対策としてもとらえ、国、県への働きかけを積極的に推進する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 総合的、広域的な計画の策定に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から村土及び住民の生命、身体及び財産を保護することを十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校等の公共施設の構造物、施設の安全性の確保に努める。
- (エ) 風水害に強い村土の形成を図るため、次の事項に十分配慮し、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。
 - a 当面の目標として、中規模の洪水（30～40年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できる大河川の整備、及び時間雨量50mmの降雨に対する河川の整備を推進する。

- b 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。
 - c ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。
 - d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観に配慮する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 風水害に強いむらづくり

(1) 現状及び課題

過疎化、少子高齢化が進むにつれ、地域の連携は薄れている。またライフライン等への依存度の増大により風水害に対する自主警戒ができない状況が多い。さらに被害内容も多様化しており、いっそう風水害に強いむらづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 風水害に強いむらづくりの形成

- a 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内の要配慮者利用施設で災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する情報等の伝達について定める。
- b 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、地域（又は警戒区域）ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
- c 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。
- d 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- e 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
- f 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いむらを形成する。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について土地利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進

- (b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
- (c) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、雨水渠等の建設等の推進
- (d) 地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- (e) 浸水想定区域への洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (f) 洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (g) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な村土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- (h) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。
- (i) 土石流危険箇所、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進
- (j) 要配慮者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (k) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- (l) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
- (m) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- (n) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性
 - a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。

- b 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - d 強風による落下物の防止対策を図る。
 - e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
- a 上下水道、ガス等の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
 - b コンピューターシステムやバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- (エ) 災害応急対策等への備え
- a 次章以降に掲げる風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防止力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。
 - b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
 - c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。
 - d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。
 - e 民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】
- 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の風水害に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進する。
- ウ 【関係機関が実施する計画】
- (ア) 風水害に強いむらの形成
- 不特定多数の者が利用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (イ) ライフライン施設等の機能の確保
- a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

- b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- (ウ) 災害応急対策等への備え
- a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。
 - b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
 - c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。
 - d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。
 - e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

第2節 災害発生直前対策

【各課】

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報、注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を強化する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報、注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

ア 【村が実施する計画】

村が行う気象情報、警報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」別紙「気象情報警報等伝達系統図」による。

イ 【長野地方気象台が実施する計画】

長野地方気象台は、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備

ア 風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

イ 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

エ 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

オ 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

カ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

- キ 避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- ク 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

災害対策本部・警戒本部等は、災害発生のおそれが予想される場合、村内を巡回し、迅速に状況を把握する。

また、各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な未然防止活動を実施できるよう体制の整備を行う。

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

- ア 所轄施設の緊急点検体制の整備
- イ 応急復旧のための体制の整備
- ウ 防災用資機材の備蓄
- エ 水防活動体制の整備（水防管理者）
- オ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備
- カ 施設の緊急点検体制の整備（上下水道管理者）

第3節 情報の収集・連絡体制計画

【各課】

第1 基本方針

災害時には各機関ができるかぎり早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測に努める。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報を、住民に周知するとともに、災害時の被害予測に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、自主防災組織等の協力を求めて実施するものとし、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年通信訓練を実施する。
- (ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした村内における防災行政無線等によるネットワークの整備について研修する。
- (エ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- (オ) 雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (カ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

イ 【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 村に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努める。

2 情報の分析整理

県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等災害関連情報の収集、蓄積に努めるとともに、県砂防情報ステーションやパソコンネットワーク等の活用により、災害情報等の住民への周知に努める。

また、蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成、活用を図り、災害発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状と課題

本村においては、平成24年度にデジタル防災行政無線の運用を開始するとともに、ハザードトークや広域での応援体制のための消防無線（県内共通波）も整備されている。

さらに、これらの通信手段及び豊丘村役場には自家発電装置が整備されており、非常時の電力供給に重要な役割を果たしている。

(2) 実施計画

ア 防災行政無線、ハザードトークの適正な維持管理を図る。

イ 他の防災関係機関との通信の確保のための消防無線（県内共通波）について、県全体での動向を踏まえて設備の更新を図る。

ウ 防災行政無線等の通信手段及び豊丘村役場の非常用電源設備について、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い、円滑な通信の確保を図る。

エ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

オ 孤立可能性が高く、無線通信や有線通信回線の遮断可能性が高い地域等への衛星携帯電話等の通信機器の充実を検討する。

カ 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（L-A L E R T）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

第4節 活動体制計画

【各課】

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害発生時等における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、応急対策活動マニュアル等の整備を促進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。
- (イ) 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、現行の配備計画に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (ウ) 災害時に迅速に初動体制を確立し、適切な活動ができるよう、各課毎に具体的な活動方策を記載した初動対応マニュアルを整備し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法の習熟、関係各課・機関との連携について徹底を図る。
- (エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制を整備する。
- (イ) 応急対応活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、県及び他市町村との応援協力体制が重要となる。

防災会議の円滑な運用により、防災関係機関の連携強化に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、防災会議を設置し、村の地域特性及び災害特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

イ 【関係機関が実施する計画】

防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 日常的に役場庁舎の点検を実施し、災害時の危険箇所を把握し、補強等を実施する。
- (イ) 役場庁舎が被災した場合に備え、災害対策本部代替施設を次の基準等により選定するとともに、開設に必要な機器等の整備について検討する。
 - a 新耐震構造で建設されている施設
 - b 有事の際の用途が比較的競合しない公共施設
 - c 災害対策本部の設置に要する空間が確保可能な施設
 - d 防災行政無線等の設置に支障がない施設
- (エ) 役場庁舎以外の災害対策関係施設（区民会館等）においても、設備等の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

(オ) 激甚な災害の場合、発災当初は、物資の調達が相当困難になることから、災害本部対策要員用の食料、飲料水、毛布等の備蓄及び調達体制の確立に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

4 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

その際、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害の動員に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

- (1) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のためには、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。
- (3) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、役場が使用できなくなった場合の代替施設の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第5節 広域相互応援計画

【各課】

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、本村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関等との応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。また、他市町村からの要請に備えての協力体制を整備する。

さらに、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取組み

- 1 県内全市町村による、相互応援協定に参加する。
- 2 県内全消防本部による、消防相互応援協定に参加する。
- 3 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 4 県外他市町村との相互応援協定の締結を促進する。
- 5 村と県が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 6 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点を確保する。

第3 計画の内容

1 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内の市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。

(イ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」により実施する応援内容について、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資などの確保並びに活動方法等応援体制をあらかじめ定めるよう努める。また、本村が応援を受ける場合の必要応援内容が迅速に集約できるよう体制を整備する。

(ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

イ 【県市長会、県町村会、県消防長会が実施する計画】

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図る。

2 県内全消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

飯田広域消防本部は、長野県消防相互応援協定に加盟し、南信地域に所属している。本協定の地域内市町村間の連携を図っていくことが重要である。

また、全国緊急消防援助隊受援・応援計画の策定をし、本協定の地域内市町村間の連携を図っていくことが重要である。

消防団は、長野県市町村災害時相互応援協定により災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行う。協定を通じ市町村の連携を図っていくことが重要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 消防団は、協定に基づく応援などが迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

(イ) 消防団は、消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施などが図れるよう、平常時から連携強化を図る。

イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 協定事務の円滑な推進を図るため、応援協定に基づく協議会及び南信地域の連絡会議を必要に応じて開催する。

(イ) 合同訓練等を実施し、消防本部間の連携強化を図る。

ウ 【県市長会、県町村会、県消防長会が実施する計画】

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

3 県外他市町村との相互応援協定

(1) 現状及び課題

本村では、三遠南信災害時相互応援協定に参加しており、締結都市との共催で住民啓発、訓練等の各種防災関連事業を実施し、職員の相互理解を深め、協力関係の充実を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 三遠南信災害時相互応援協定の構成市町村事務局名簿の策定を行い、初動体制の確立を図る。

(イ) 各都市が計画する防災講演会、イベント、防災訓練への出席案内を行う。

(ウ) 防災の日に合わせて、三遠南信災害時相互応援協定の構成市町村において、机上応援要請による情報伝達訓練を行う。

(事前に「ブロック代表都市」の1市から応援要請を「総代都市」が受理し、「総代都市」は各「ブロック代表都市」へ応援要請を行い、これを受けて各「ブロック代表都市」がそれぞれの各都市へ応援要請を行う。)

(エ) 三遠南信災害時相互応援協定の各都市に発生した1年間の重大な災害歴の報告を「ブロック代表都市」が行った場合には、当該教訓を地域防災計画に役立てるよう努める。

4 村と県が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行う等、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

5 広域活動拠点の確保

(1) 現状及び課題

被害の大きな災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受入れるための拠点が必要となる。

広域活動拠点は相当規模を要するが、村内は、公共施設・用地の多くが避難所として使われるため、場所の確保については困難が予想される。そのため、周辺市町村や関係機関と調整し、適地を選定する必要があるとする。

(2) 実施計画

ア 【村及び関係機関が実施する計画】

(ア) 村は、周辺市町村、県及び関係機関と連携して、地域の自然的条件（地形、気象等）や社会的条件（都市・集落の形態、道路事情等）を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

(イ) 選定された拠点に関わる情報（所有者、管理者、面積、地形、設備、道路へのアクセス等）を記載したリストを作成し、関係機関はそれを共有する。

第6節 救助・救急・医療計画

【総務課・健康福祉課】

第1 基本方針

救助、救急用資機材の整備、医療用資機材、医療品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、初動対応資機材については地震防災緊急事業五箇年計画等により整備を図る。

さらに、災害時の医療活動については、村内医療機関と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。

なお、災害の規模によっては、災害拠点病院（飯田市立病院）、飯伊地区包括医療協議会等へ協力を依頼する。

患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関とともに正確に把握できるよう、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取り組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害時等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院（飯田市立病院）、飯伊地区包括医療協議会を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入体制等、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に行える連絡・搬送体制の整備を図る。
- 5 災害発生時の救助・救急活動について、職員・住民も関係機関と協力して活動ができるよう、その知識の普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

本村においては、救助・救急車両の整備及び運行は、南信州広域連合飯田広域消防本部が行っている。

今後においてもこの整備、運行は広域消防として進めていく必要がある。

消防団及び自主防災組織等を中心として、災害発生時に緊急救出を行うための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置を行い、平常時から訓練することが重要である。

また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【飯田広域消防本部が実施する計画】

- (ア) 飯田広域消防本部において、「救助隊の編成、整備及び配置の基準を定める省令」等に基づき、救助工作車の配備、救急車の高規格化をはじめとする消防力の整備を促進する。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- (ウ) 各地域ごとに救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・自主防災組織を中心とする住民の協力を得て、災害発生当初の応急活動を行う体制の整備を図る。
- (エ) 日本赤十字社等の協力を得て、平常時から救助・救急資機材を使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

本村においては、緊急用の医療資機材として簡易な酸素吸入マスクを豊丘村保健センターに整備しているが、十分な備蓄量があるわけではない。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

県及び医薬品卸売業者と連携し、具体的な医療資機材、医薬品等の確保、供給体制について事前に検討するよう努める。

医療資機材、医薬品等の備蓄、調達についてあらかじめ計画を策定するものとし、備蓄された医薬品については、定期的な在庫確認を行う。

また、近隣市町村への供給体制についても、検討するよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、飯伊地区包括医療協議会（飯田医師会・飯田下伊那歯科医師会・飯田下伊那薬剤師会等）、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。
- (イ) 長野県医薬品卸共同組合及び長野県医療器機同業組合は、次に掲げる事項を行う。
 - a 災害時における医療品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努める。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医療品等の輸送手段の確保を図る。
 - c 使用施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

3 災害拠点病院（飯田市立病院）、飯伊地区包括医療協議会を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

飯伊地区においては、飯伊地区包括医療協議会を中心として大規模災害医療救護計画が策定され、災害時における地域内の医療体制の整備が図られており、地区別の応急救護所として豊丘村保健センターが指定されている。

また、県計画においては、飯田市立病院が地域災害医療センター（災害拠点病院）として指定されており、今後、病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図ることとされている。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 市町村の枠を超えた各地域単位の広域医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。
- (イ) 飯伊地区包括医療協議会の大規模災害医療救護計画により、応急救護所及び医療救護設置体制の確立を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部及び飯伊地区包括医療協議会（飯田医師会・飯田下伊那歯科医師会・飯田下伊那薬剤師会等）は、災害医療救護体制について整備を行う。
- (イ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。
- (ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンに努める。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。
- (エ) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。

4 消防及び医療機関相互の連絡・搬送体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要である。

また、医療機関の患者受入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村、医療機関及び飯田広域消防本部が実施する計画】

- (ア) 風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、飯田広域消防消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。また、訓練を実施する等、各関係機関との連携体制を強化し、有事に備える。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等

- d 応急救護所の設置基準
 - e 各活動隊の編成、任務等
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連携
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、被災者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。
- また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。
- (エ) 関係機関の協力を得て、飯田広域消防消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。
- (オ) 警察、防災関係機関と、道路の損壊等により通行障害が発生した場合の傷病者の搬送対策について、あらかじめ検討する。
- (カ) 小、中学校のグラウンド、公園、村有地等を災害時臨時ヘリポートとして事前に指定しておくとともに、円滑な緊急空輸を行う体制を整備する。
- (キ) 大量の負傷者発生時には救急車両が不足することから、村有車による救急患者の搬送及び地元関係団体、自主防災組織等から搬送に必要な車両、操作要員の派遣を受け体制の整備を検討する。
- イ 【関係機関が実施する計画】
- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。
- (イ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システム及び独自で行っているシステムの充実を図る。

5 救助・救急知識の普及

(1) 現状及び課題

災害時の発災当初においては、消防機関や医療機関における人員確保が困難となる。そのため、職員・住民も関係機関と協力して活動ができるよう、その知識の普及・啓発が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 村は職員に対し、簡易救出器具等を使用した救助及び応急手当等の講習を行い、対応力の強化を図る。
- (イ) 住民に対し、応急手当などの救護に関する知識の普及・啓発活動を実施し、初期災害医療の充実及び住民の防災意識の高揚を図る。

第7節 消防・水防活動計画

【総務課】

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。

さらに、この計画に定めのない部分については、飯田広域消防消防計画による。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

現在、本村の消防体制は、本部及び3分団で編成している。

また、団員数は年々減少傾向にあり、団員一人一人に掛かる負担はかなり大きいものとなっている。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した飯田広域消防消防計画の作成、修正及びこの計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。また、民間企業等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

災害初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(オ) 火災予防

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取り扱い、消火器具等の常備及びその取り扱い方法等、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火・救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるように、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】

消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、飯田広域消防消防計画の修正を行うとともに、組織及び施設の整備拡充、防災関係機関との連携体制を強化して、防災活動の万全を期する。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、装備等の近代化を促進する。

(イ) 防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、管内の防災関係機関との連携協力関係を深めていくことが必要なことから、初動時の連携体制の具体的な調整を実施する。

また、平常時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い、発災時に一体の活動ができるよう協力する。

(ウ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

大規模災害発生時の同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する地震発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱方法等、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 予防消防の充実

消防法第8条に規定する事業所等防火対象物の権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導を実施する。

また、消防法第4条の予防査察を計画的に実施し、災害時の人命危険がある場合には、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の充実を図る。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室、研究室、薬品等多種類の危険物を少量管理する施設の管理者に対し、地震発生時における火災防止について指導する。

なお、次に掲げるような地震時の転倒、落下により混触発火が予想される物品の管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(エ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、飯田広域消防消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

a 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整

b 大規模な同時多発火災に対しての火災防御計画

(オ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、応援の要請及び応援の受入体制を確立する。

ウ 【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取り扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平常時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取り扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防活動計画

(1) 現状及び課題

本村には、天竜川、漆沢川、地蔵ヶ沢、壬生沢川、芦部川、寺沢川、長沢川、本村川、虻川等水防対象となる要水防河川が9あり、土砂災害警戒区域も約300箇所あり、平坦部では河川又は内水の氾濫、山間部では急傾斜地の崩壊や土石流が予想される。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

水防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、次の事項を実施する。

- (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (コ) 浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を公表
- (サ) (コ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
- (シ) 水防機関の整備
- (ス) 水防計画の策定
- (セ) 水防訓練の実施
 - ・水防技能の習熟
 - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

- (ソ) 水防計画の策定にあたっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】

- (ア) 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備
(イ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
(ウ) 地震時の水防対象箇所の警戒及び巡視
(エ) 洪水時における水防活動体制の整備
(オ) その他飯田広域消防消防計画による諸活動の実施

ウ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

- (ア) 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
(イ) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを村長に報告するとともに、公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

第8節 要配慮者計画

【健康福祉課・社会福祉協議会】

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出などによる家庭や地域の養育、介護力の低下等に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、児童、傷病者、外国籍住民など、災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）が被害を受ける可能性が高まっている。このため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための対策を一層充実する。

また、近年、社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が浸水被害や土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあることから、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等の対策を重点的に推し進める必要がある。

なお、本村には若干の外国籍住民等が在住していることから、日本語が理解できないことによる要配慮者として、これらの人を災害から守るための対策を十分考慮する。

第2 主な取組み

- 1 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 要配慮者利用施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 外国籍住民、観光客等のために指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。
- 4 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害や土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災のさまざまな場面において要配慮者に配慮したきめ細やかな施策を、他の保健福祉施設等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 避難施設の整備

災害発生時において避難施設となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、介護職員等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(エ) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(オ) 避難行動要支援者の状況把握

民生児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力を得て、豊丘村避難行動要支援者支援制度（避難行動要支援者支援台帳）及び住民支え合いマップを確立し、介護を要する高齢者や障害者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等在宅の要配慮者の状況把握に努める。

(カ) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

避難行動要支援者が安全かつ適切に避難できるようにするため、個々の態様に配慮した台帳及び次に定める事項並びに第3章第9節に定める事項を基本計画として避難支援計画とし、避難行動要支援者、地域支援者、及び消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）等に対し避難行動要支援者の被災の状況によって自ら又は関係者の判断により安全かつ適切に避難できる体制の整備を推進する。

a 避難行動要支援者の特定

(a) 避難行動要支援者の範囲

豊丘村避難行動要支援者台帳への登録を希望しない者も含め、以下の者を避難行動要支援者対象とする。

- ① 身体障害者（3級以上）
- ② 知的障害者（A判定）
- ③ ひとり暮らし高齢者（75歳以上）

- ④ 寝たきり高齢者（介護度3以上）
- ⑤ 認知性高齢者（認知症度Ⅲ以上）
- ⑥ 上記に準ずる状態にある難病患者など

(b) 避難行動要支援者情報の把握

① 把握方法

同意方式である豊丘村避難行動要支援者支援台帳及び共有情報方式により情報の収集を行う。

ただし、災害発生時において、個人情報等の観点から当該制度に登録を希望しない者で、家族等の支援も見込めないと想定される者（非公開情報）は、災害時において、村で保有する情報により補足的に情報を把握し、避難の支援を行う。

② 情報収集の手順

情報の収集は、本人又は代理者の同意を得ることを基本とする。

そのため、次の手順により情報を収集する。

対 象 者	収集手順
①身体障害者のうち、その障害の程度が3級以上の者 ②知的障害者のうち、その障害の程度がA判定の者 ④寝たきり高齢者 ⑤認知症高齢者	村の情報に基づき、本人に直接郵送により依頼し、申し出により実施
③ひとり暮らし高齢者	民生児童委員の戸別訪問により本人に記入を依頼し、同意者について実施
⑥前各号に掲げる者に準ずる状態にある難病患者その他の者	広報等により制度を周知し、本人等の申し出により実施

③ 名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 上記に掲げるものの他、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(c) 支援体制の整備のための基本方針

大規模な災害時には、時間的に限定された中での多くの者の避難が必要となることから、地域での支援を基本とし、次の事項を基本として体制の整備を図る。

- ① 台帳に記載された地域支援者による身近な支援を第1順位とし、地域支援者へ台帳を提供するとともに、文書により依頼する。
- ② 自治会による支援を第2順位とし、自治会へ避難行動要支援者及び地域支援者名簿を提供し、地域支援者が不在である場合又は地域支援者に過度の負担とならないよう地域全体としての対応に備える。

- ③ 自治会においては、地域支援者の協力のもと、自治会における災害時の避難行動要支援者支援班（自治会役員、民生児童委員、地域支援者）の体制を整備し、防災訓練等において連携を図る。
- ④ 地域支援者も、善意により、自分の可能な範囲での支援を行うものであることから、避難行動要支援者自らも平常時の備えを行うとともに、自治会においても、地域支援班の活動を強制することがないようにする。
- (キ) 避難支援計画等の活用
- 豊丘村避難行動要支援者支援台帳を含む避難支援計画については、村防災・福祉担当及び自主防災組織や避難行動要支援者の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。
- (ク) 災害発生時等の支援協力体制の整備
- 福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民（各地区役員、地域支援者等）、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。
- (ケ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有
- 避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとすよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- その際、名簿情報の漏洩防止等必要な措置をとる。
- また、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
- (コ) 避難のための情報伝達
- 避難行動要支援者等要配慮者に対する避難支援協力体制を踏まえ、災害時の情報の伝達が混乱及び遅滞なく行われるよう、地域住民も含めた情報伝達経路の確立に努める。
- (サ) 避難行動要支援者の避難支援
- 避難行動要支援者それぞれの支援が必要な事由を勘案し、災害時に速やかに避難できるよう避難支援の方法についても、日ごろより村と地域が一体となって検討・確立できるよう努める。
- (シ) 情報伝達時の留意事項
- a 情報の伝わりにくい要配慮者への避難勧告等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。
- b 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。

- c 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- d 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮する。

(ス) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等関係者等は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とする。

そのため、避難支援等関係者等の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者とその家族に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

2 要配慮者利用施設等対策

(1) 現状及び課題

要配慮者利用施設等においては、施設利用者の利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための職員等による組織体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細やかな災害予防対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 非常災害時の整備

要配慮者利用施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（看護師、介護職員、生活指導員

等)、車両(小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができるよう体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自主防災組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

さらに、村では、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された社会福祉施設等を、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するように努める。

- (カ) 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 【要配慮者利用施設等が実施する計画】

- (ア) 非常災害時の体制整備

要配慮者利用施設等においては、県及び村の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

- (イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等においては、県及び村の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行う。

- (ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等においては、県及び村の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

- (エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等においては、県及び村の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

- (オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等においては、県及び村の指導の下に、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員(看護師、介護職員、生活指導員等)、車両(小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治防災組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

さらに、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、村から要請があった場合、積極的に協力する。

○ 福祉避難所

施設名所	住所	電話番号
デイサービスセンターほほえみ	神稲 3039-1	35-1122
介護予防拠点施設はつらつ	神稲 12462	34-3488
介護老人保健施設はやしの杜	神稲 4176	35-1870
認知症グループホームあぐり河野	河野 1669-3	34-3535
こぶし園	神稲 4026-1	35-8573
児童養護施設慈恵園	神稲 4461	35-8080

3 外国籍住民、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生じるおそれがある。

このため、外国籍住民に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 外国籍住民の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図るよう努める。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国籍住民や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進するよう努める。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図るよう努める。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するよう努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(オ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進するよう努める。

観光関連事業者（民宿・宿泊施設等）と連携して「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

(カ) 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備

外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備については、村内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等の整備を図るよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

医療機関においては、外国籍住民に対する応急救護体制の整備を図る。

4 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

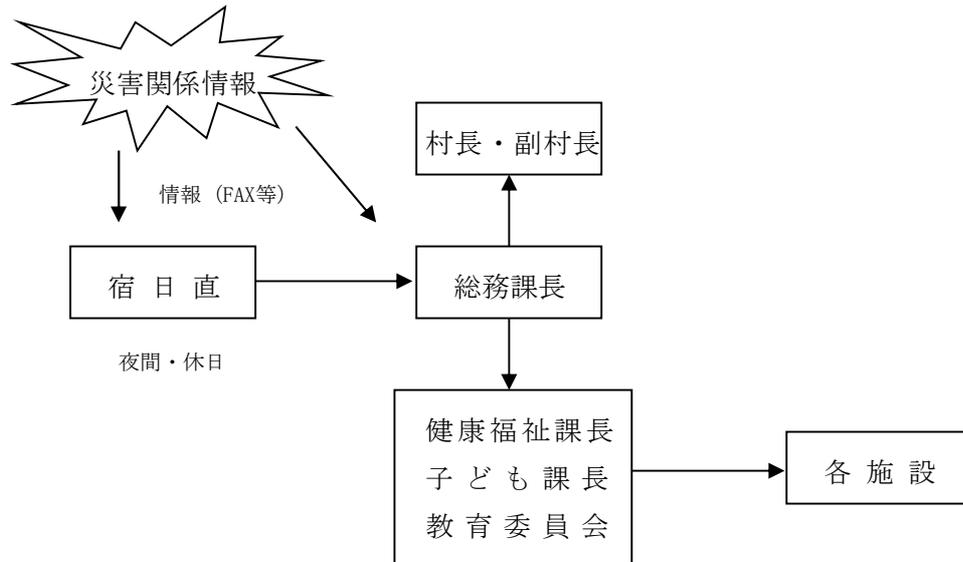
浸水想定区域への洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

イ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、避難訓練を実施する。また、計画を作成・変更したときは遅滞なく村へ報告する。



○ 土砂災害警戒区域の要配慮者施設

施設名所	住所	電話番号
認知症グループホームあぐり河野	河野 1669-3	34-3535
豊丘村北小学校	河野 1692	35-2008
豊丘村南保育園	神稲 6939	35-7705
こぶし園	神稲 4026-1	35-8573

○ 浸水想定区域の要配慮者施設

施設名所	住所	電話番号
豊丘村南小学校	神稲 3600-1	35-2025
デイサービスセンターほほえみ	神稲 3039-1	35-1122
介護予防拠点施設はつらつ	神稲 12462	34-3488

第9節 緊急輸送計画

【総務課・産業建設課】

第1 基本方針

大規模な風水害が発生したときは、緊急救助活動、消防活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点などを事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害発生時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

本村の道路は、隣接町村へと繋がる主要地方道が3本あり、そのうち天竜川沿岸地帯を南北へと通る県道伊那生田飯田線及び村道竜東一貫道路が、喬木村及び松川町へと繋がり、それに直交して通る県道市田停車場線が高森町へと繋がるアクセス道路として機能している。

現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

飯田警察署及び道路管理者と協議し、地域の実情に合った区域内の交通確保体制を整備する。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

また、放置車両や立ち往生車両の発生による交通障害に対して、災害対策基本法第76条に基づき、運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行える体制を整備する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した場合には、迅速な緊急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要がある。道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 災害対策用ヘリポートは、村民グラウンド、河野河川敷グラウンドとし、あらかじめヘリポートエリアを定めておく。
- (イ) 物資輸送拠点は、事前に指定する。
- (ウ) ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した場合には、物資輸送拠点までの幹線輸送と輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 関係する輸送事業者や村内燃料供給業者等と連絡を密にし、災害発生時の協力体制を整備する。
- (イ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。
- (ウ) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。
- (エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 村内の輸送事業者等は、次の事項を推進する。
 - a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。
 - b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。
 - c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。
 - d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。
- (イ) 長野県トラック協会、長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送共同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておく。

4 緊急通行車両等の事前確認申請事務

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両等がただちに被災地における活動を開始できるよう、事前に県又は公安委員会に確認申請事務を済ませておく。

(2) 実施計画

発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両等輸送の円滑な通行の確保のため、長野県の定める手続きにより緊急通行車両等の事前届出の申請を行い、届出済証の交付を受けておく。

第10節 障害物の処理計画

【産業建設課】

第1 基本方針

災害直後の道路は法面の崩壊、河川の決壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な技術者の体制を整備する。
- 2 放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェンソー、土木作業車等各種機械とともに操作者が必要となるので、これらの確保体制を整備しておくことが必要である。

緊急輸送路として確保すべき国県道など主要道路の管理は県が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 村は、建設業協会と協議し、支障物除去の体制を整備する。また、中部電力パワーグリッド（株）とは電柱の倒壊対策に係る体制整備を図る。
- (イ) 緊急輸送路とされている国県道について、県と協議して障害除去対策の整備を図る。
- (ウ) 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。
- (エ) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。
- (オ) 定期的な巡回点検を行い、必要な補強、保守を実施する。
- (カ) 公共の広場、駐車場など排除物件の保管場所を確保する。

イ 【住民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

第11節 避難収容活動計画

【健康福祉課・教育委員会・保育園】

第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、河川の氾濫、洪水、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合には、危険区域の住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図る。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うための体制の整備を図る。
- 4 学校・保育園における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。
- (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路などの避難計画を策定する場合は県と協力して行う。
- (ウ) 要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。
- (エ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

- (オ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の基準の策定等
 災害対策基本法に定める避難の勧告及び指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を活用するため、伝達体制の整備を図る。
- (カ) 避難計画の作成
 次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。
- a 避難勧告又は避難指示（緊急）を行う基準及び伝達方法
 - b 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する判断基準及び伝達方法
 - c 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - d 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
 - e 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
 - f 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難の受入中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
 - g 広域避難地等の整備に関する事項
 - (a) 収容施設
 - (b) 給水施設
 - (c) 情報伝達施設
 - h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 無線放送、音声告知放送等住民に対する巡回指導
 - 防災訓練
 - (b) 災害時における広報
 - 無線放送、音声告知放送、広報車による広報
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

(キ) 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の所在、援護の要否等の把握に努め、避難行動要支援者が安全かつ適切に避難できるようにするために、第8節に記載する避難支援計画による体制の整備を推進するとともに、在宅の要配慮者の安全を確保するため、緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を進める。

また、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、民生児童委員、地域住民（各地区役員、地域支援者等）、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否の確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

特に、要配慮者利用施設については、昼間・夜間の連絡先を確認するとともに、これらの施設や自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど、警戒避難体制の確立を図る。

さらに、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を地域支援者及び避難支援等関係者に提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(ク) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導、保護及び確実に情報伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。
- (イ) 村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

特に、要配慮者利用施設の管理者にあっては、避難誘導に係る訓練の実施等により、村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。

ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。
 - a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか
 - ・指定緊急避難場所への立退き避難
 - ・「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
 - ・「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）
 - b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか（テレビ、ラジオ、インターネット等）
 - c 家の中でどこが一番安全か
 - d 救急医薬品や火気などの点検
 - e 幼児や老人の避難はだれが責任を持つか

- f 避難場所、避難路はどこにあるか
- g 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出し袋はどこにおくか
- h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか
- i 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- (ウ) 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事などに対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。
- (ウ) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- (エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受入れることができるよう配慮する。
- (オ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、村の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
- (イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ウ) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (エ) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。なお、設備の整備にあたっては、電力等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、パーテーション、マスク、アルコール消毒液、体温計、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- (キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。
- (ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。
- (コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

- (サ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- (シ) 避難所運営マニュアル策定指針等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- (ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- (セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。
- (ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受入れることができるよう配慮する。
- (タ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- (チ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (ツ) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- (テ) 避難所における衛生環境の確保、十分な換気、手洗い、せきエチケット等の基本的な対策の周知など、感染症対策の徹底を図る。また、パーティションの設置に努めるとともに、発熱や咳等のある方に対して、一般避難者とは別の部屋などにスペースを設けることを検討する。
- (ト) 十分なスペースを確保するために、発災した災害や被災者の状況等によっては、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所の開設を検討する。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、村の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者にも周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (ウ) 医療機関は避難所における医療活動、医薬品の供給に努める。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住宅に被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、速やかな住宅の確保が必要になる。

このため、村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地は、村民グラウンドを第一候補地とするが、指定緊急避難場所との整合を図りながら確保する。
- エ 災害救助法が適用された場合における入居者の決定等、住宅供給方法等については、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- オ 利用可能な賃貸住宅棟の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- カ 他の市町村が被災し、被災者の受入れを要請してきた場合、利用可能な公営住宅棟の情報を提供し、被災者の受入れに努める。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校、保育園（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童、生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【村（教育委員会・保育園）が実施する計画】

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件を考慮し、学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてるよう努める。

ア 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成するよう努める。なお、この計画作成にあたっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会（以下「村教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ア) 防災計画には、おおむね次の事項を定めておく。

- a 風水害対策に係る防災組織の編成
- b 風水害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
- c 村教委、村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法

- h 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設、設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 風水害時における応急教育に関する事項
- p その他学校長が必要とする事項

(イ) 施設、設備の点検管理

学校における施設設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害により、どのように破損しやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、庁務室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導

- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

第12節 孤立防止対策

【総務課・産業建設課・健康福祉課】

第1 基本方針

大規模災害が発生した場合、集落が孤立することが考えられるため、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との情報が途絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道・作業道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

本村においては、防災行政無線、ハザードトーク及び消防無線が整備されている。また、災害時の通信手段の確保に努めるとともに、停電時の通信確保にも努める。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 防災行政無線、ハザードトーク及び消防無線設備について、適正な維持管理を図る。
- イ 防災行政無線等の非常用電源設備について、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い、円滑な通信の確保を図る。
- ウ アマチュア無線の協力確保について、体制の確保を図る。
- エ 孤立可能性の高い地域等への衛星携帯電話等の通信機器の充実を図る。
- オ 災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

2 道路網の災害予防対策

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、そのすべてについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。したがって、以下の対策を図ることが必要である。

- 主要路線優先の対策推進
- 複線化の推進

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 代替路線のない村道を優先して災害予防対策を推進する。
- (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。
- (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。

イ 【住民が実施する計画】

道路に面した工作物、立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

本村内には大規模な風水害が発生した場合、孤立する可能性が高い地域が数箇所存在する。特に孤立地域に健康・生命の安全上緊急に支援を要する要配慮者等がいる場合は迅速な対応が必要であることから、孤立予想地域の実態については平素から把握に努め、孤立時に備える。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 災害により孤立のおそれがある地域を予測し、その状況を把握しておく。
- (イ) 各地域の災害助け合いマップ等の作成を推進し、孤立予想地域の要配慮者の実態を把握しておく。
- (ウ) 観光・行楽施設にあっては、孤立した場合の対応策をたてておくほか、孤立時の生活維持可能時間等の基礎的実態を把握しておく。

イ 【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平素から把握するよう努める。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

大規模災害時には、多くの現場で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ない。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

災害の発生時には、地域住民及び事業所が行政の対応に合わせて、それぞれの責務を果たし、相互の協力のもとに一体となって災害対策活動に取り組むことが被害の軽減防止につながる。このため、地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づき自主防災組織を結成し、その育成強化を図ることが重要である。

事業所も地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携する体制を整備することが求められる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 全地区において結成されている組織が適切に機能するよう普及啓発を図るものとする。
- (イ) 災害発生時の活動対策について、普及啓発を行う。
- (ウ) 活動用資機材・備蓄品の整備充実を図る。

イ 【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、防災訓練等に対して積極的に参加するよう努める。

5 避難所及び備蓄の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に1箇所以上の避難所となり得る施設を確保するとともに、そこに、水、食料や光熱を得るための備蓄、応急措置のための資機材を確保しておく必要がある。その際、施設等が被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 孤立予想地域区の集落施設等の実態を把握し、未設置地域の解消と老朽施設の更新、当面不可能な場合には代替家屋の選定等について、地区を指導する。
- (イ) 孤立化が予想される集落単位での備蓄に配慮する。

イ 【住民等が実施する計画】

- (ア) 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮する。
- (イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

【総務課・健康福祉課】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後からおおむね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

村は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、食料の備蓄を実施する。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通備蓄（以下「流通備蓄」という。）の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。
- 2 関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行う。
- 3 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 4 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給については「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する村は、それぞれの地域の実状に勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄のほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄になじまない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 村は、人口の5%の2食分程度を目安として、レトルト食品等の調理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を行うものとし、必要に応じて更新する。関係業者からの調達を含め、備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。
- (イ) 非常用食料については、保管場所、保存期限に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (ウ) 他の地方公共団体と災害時の相互応援協定の締結を図る。
- (エ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (オ) 県と備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。
- (カ) 関係業界からの調達体制の整備に努める。
- (キ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について啓発を行う。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

食料品取扱機関は、村の流通備蓄計画に協力するとともに、災害時における食料の緊急引渡しを想定した供給体制を整えるよう努める。また、住民への非常食のあっせんをするなど、家庭や企業における備蓄の促進にも配慮する。

ウ 【住民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人あたり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持出しできる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

エ 【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

備蓄食料や関係業者との協定による調達食料を、住民へ円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

食料備蓄計画により避難所等にも速やかに供給する体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。
- (イ) 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜、ヤカン）、食器類（茶碗、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。

第14節 給水計画

【環境課】

第1 基本方針

飲料水等の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼動できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ過器を設置し製造を行う。

被災していない近隣市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動による飲料水等の確保を図る。

また、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

災害発生により水源・浄配水池及び送配水管に異状をきたした場合、水道法により給水停止をする。

したがって、復旧までの間、応急給水で対応する。災害時の給水活動は道路災害や交通渋滞などにより、大変困難が予想されるが、できる限り応急給水に対処する。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、安全性の確保又は飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を強化し、飲料水の供給体制を図る。

第3 計画の内容

1 飲料水の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

現在、本村では24箇所ある配水池のうち、そのすべてに緊急遮断弁が設置されていない。

今後、配水池及び浄水場等の施設に対する安全性の確保、並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要である。

(2) 実施計画

ア 【水道事業者としての村が実施する計画】

- (ア) 配水池等の容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の耐震化の整備を行う。
- (イ) 住民が実施する事項への支援を行う。
- (ウ) 県が実施する事項に協力する。
- (エ) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (オ) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。
- (カ) 重要給水施設への導水管、送水管、配水本管の整備、耐震化を進める。

イ 【住民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

現在、本村には緊急時用浄水装置（4立米/h）1機、給水袋（10ℓ）450袋、（5ℓ）1,000袋が整備されており、緊急時にはこれにより供給を実施するが、大規模な災害においては、不足が予想される。

(2) 実施計画

【水道事業者としての村が実施する計画】

- ア 被災していない配水池がある場合には、当該配水池から飲料水等の確保を図る。
- イ 水源、浄配水池及び送配水管が被災したときは、給水停止措置を執り、緊急措置として、深井戸、河川、プール等の水をろ過、滅菌して送水する。
- ウ 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。その際、病院、福祉施設への供給を優先させる。
- エ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- オ 給水車による住民への給水の拠点は、避難地、避難場所を基本とする。
- カ 給水車、給水タンク、ポリタンク、給水袋の確保を推進する。
- キ 本村だけでは飲料水の輸送が困難なときは、隣接市町村や地域振興局等へ支援を要請する。

給 水 目 標 水 量

- 1 第1段階
生命維持に必要な水量として1人1日3ℓ程度、混乱期の3日間とする。
- 2 第2段階
炊事、洗面等の最低生活を営むための水量1人1日20ℓ、約10日間とする。
- 3 第3段階
若干の不便はあるが、通常の生活に必要な水量、1人1日250ℓ程度

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

【総務課・健康福祉課】

第1 基本方針

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、生活必需品の備蓄・供給体制の整備を図る必要がある。

1 災害時の主な生活必需品

- ・ 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- ・ 衣類（上着、下着、靴下、作業着、防寒着等）
- ・ 炊事用具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- ・ 身の回り品（傘、履物、タオル、生理用品、紙おむつ、おしりふき等）
- ・ 食器等（はし、茶わん、ほ乳ビン、粉ミルク等）
- ・ 日用品（石鹼、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、携帯トイレ等）
- ・ 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

2 必要量

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達については、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村は、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。

- (イ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。
- (ウ) 住民や自主防災組織は、災害に備えた備蓄の重要性を認識し、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行う。

イ 【関係機関が実施するとされている計画】

関係機関は、必要な生活必需品の備蓄を図る。

ウ 【住民が実施する計画】

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池など）の準備を行う。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生直後、ただちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 備蓄品だけでは不足が予想される物資の種類、数量等を把握するための情報収集方法・体制の整備を進める。

イ 輸送されてくる生活必需品の集積場所を選定する。集積場所の選定にあたっては、次の点に留意する。

- (ア) 村外からの交通の便がよく、大型トラック等による搬入が可能であること。
- (イ) 大量の物資を集積できるスペースを確保できること。
- (ウ) 大規模地震による被害が少ないと予想される場所であること。
- (エ) 供給先の避難所等にも近く、輸送手段が確保できること。

ウ 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、迅速な供給が行えるような計画を作成する。

第16節 危険物施設等災害予防計画

【総務課・飯田広域消防本部】

第1 基本方針

風水害等により、危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

危険物の特徴は、火災発生危険、急速な拡大危険及び消火の困難性があり、危険物の取扱い等から大規模災害に発展する可能性が大きく、これら施設においては、風水害等発生時における危険物による二次災害発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村・飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、風水害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造移転等の指導、助言を行い、安全性の向上をはかる。
- c 立入り検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(b) 危険物施設における貯蔵、取り扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(イ) 施設内の防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

- (ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進
多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。
- (エ) 相互応援体制の整備
近隣の危険物取り扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率的な自衛消防力の確立について指導する。
- (オ) 県警察との連携
危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、県警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

2 液化石油ガス施設災害予防計画

- (1) 現状及び課題
液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。
- (2) 実施計画
【県が実施する計画】
ア 液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
イ 災害時に、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底するとともに、消費者のとるべき緊急措置についての周知を確実に行うよう指導する。
ウ 水害時に、容器置場等から液化石油ガス容器が流出しないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、万全の対策を講じるよう指導する。

3 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

- (1) 現状及び課題
県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。
また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。
なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害発生時に備えて常時備蓄している。
また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。
- (2) 実施計画
ア 【県が実施する計画】
(ア) 健康福祉部が実施する計画
a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。

- b 災害発生緊急通報システムを作成する。
 - c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。
 - d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。
 - e 災害発生状況を把握するため、保健所等における空気呼吸器などの体制整備を図る。
 - f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。
- (イ) 警察本部が実施する計画
- 毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。
- イ **【長野県医薬品卸協同組合が実施する計画】**
- 毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図る。

第17節 電気施設災害予防計画

【電力会社】

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

①災害に強い電気供給システムの整備促進

②災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に、予防対策を推進する。

第2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。

(2) 実施計画

【中部電力パワーグリッド（株）が実施する計画】

水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する。

(2) 実施計画

【中部電力パワーグリッド（株）が実施する計画】

非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておく。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

災害時における住民等に対しての情報提供等の観点から、平常時から緊急連絡先等について中部電力パワーグリッド（株）との連携を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておく。
- (イ) 中部電力パワーグリッド（株）は、県企業局との間で、電力供給の円滑化、設備の保安管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておく。
- (ウ) 県及び地域振興局、村に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

第18節 上水道施設災害予防計画

【環境課】

第1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

水道事業者としての村は、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、共同溝設置等の研究が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また、長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

【水道事業者としての村が実施する計画】

水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。

- a 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- b 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- c 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。
- d 復旧資材の備蓄を行う。
- e 水道管路図等の整備を行う。

第19節 下水道施設災害予防計画

【環境課】

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

このため、災害による被害を最小限にとどめるため、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮した対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資機材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 2 緊急用、復旧用の資材の計画的な確保に努める。
- 3 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充を図る。
- 4 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、安全性を確保する必要がある。

下水道事業者相互の応援体制については、特定環境保全公共下水道事業は「長野県市町村災害相互応援協定書」、伴野地区及び河野地区農業集落排水事業は「農業集落排水施設災害対策応援に関する協定」をそれぞれ締結しており、他市町村及び他下水道事業者へ応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、一刻も早い機能の回復を図るため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

下水道台帳等の適切な調整、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被害を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替体制の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

【総務課】

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 村・各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 村は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 東日本電信電話は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

【村・各機関において実施する計画】

有線・無線系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

本村においては、防災行政無線、ハザードトーク及び消防無線が整備されている。今後、各無線設備の災害対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

設備の風水害への安全性・耐震性など災害予防対策を図るとともに、老朽施設の更新を進める。

3 通常の状態における通信連絡

災害に関する情報、警報等の関係機関に対しての伝達等については、次の手段による。

- ア 防災行政無線
- イ 戸別音声告知放送
- ウ 消防無線
- エ NTT電話
- オ メール配信
- カ ホームページ

4 非常時における通信の確保

(1) 公衆電気通信施設の利用

災害時においては、災害に関係した緊急措置を要する内容の電報又は公衆電話は、公衆電気通信による通信が不通とならない限り、「非常電報」又は「非常電話」としていかなる通信よりも優先して取り扱われることになっているが、この制度による通信は内容が災害に関係した緊急措置を求めるものでなければならない。

(2) 非常無線通信の利用

災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常無線通信により防災業務を遂行する。

5 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策と危機管理体制を整備する必要がある。

また、災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信施設等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するために、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

災害時における住民等に対しての情報提供等の観点から、平常時から緊急連絡先等について電気通信事業者との連携を図る。

イ 【電気通信事業者が実施する計画】

災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

(ア) 建物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策

- a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施する。
- b 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるように補強する。

(イ) 設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターから相互バックアップ機能を確立する。

- (ウ) 重要ファイルの管理
交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。
- (エ) 緊急受付窓口の強化
災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。
- (オ) 災害時優先電話の活用
現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大する。
- (カ) 被災状況の早期把握
 - a 調査活動・情報発信を迅速に行うため、モバイル端末等を活用した被災状況収集システムの検討・作成
 - b 通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、市や防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。
- (キ) 危機管理、復旧体制の強化
 - a 社内情報連絡ツールの充実
 - b 災害発生直後に出動できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置
- (ク) 電気通信設備の停電対策
移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

第2 1 節 災害広報計画

【総務課】

第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制を整備する必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係わる体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 被災者への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これらに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、住民等に対して適切な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また、職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

広報は、各種情報をいち早く村民に知らせるとともに、デマ情報でのパニックを防ぐ意味でも重要な事項であり、二次災害に関する注意、ガス等の使用注意、救護所や医療機関の状況、避難勧告又は指示、避難所の開設状況、公共施設の被害及び復旧状況、ライフライン施設の被害について、被災者のニーズを把握し、防災行政無線を利用するほか、広報車による巡回、広報紙の発行等により伝達する。

- (ア) 住民に対する情報の提供は、災害対策本部から防災行政無線により行う。なお、必要に応じ広報車による広報を行う。
- (イ) 住民からの問い合わせ等は、専用の窓口や専用電話、ファックスを設置し、職員が専属で対応できる体制の整備を図る。
- (ウ) 有線テレビ放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (エ) 災害情報共有システム（L-A L E R T）、ホームページ等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。

- (オ) 被災者及び住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ協議会と体制の整備・確認を行う。
- (カ) (オ)のほか、被災者及び住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- (キ) 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。
- (ク) 広報の内容は、次の事項等を行う。
 - a 風水害に関する予警報及び情報
 - b 被害情報
 - c 住民に対する避難勧告、避難指示等に関する事項
 - d 交通機関の運行状況及び交通規制状況
 - e 災害救助活動状況
 - f 電信・電話の通信状況
 - g 県、警察、自衛隊等関係機関の対策状況
 - h 応急対策状況
 - i 電力・水道・ガスなどの状況及び対策状況

イ 【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を經由して情報の提供を行う体制とする。

イ 災害発生時に報道要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに報道要請が行えるよう報道要請の方法について報道機関と確認を行っておく。

第22節 土砂災害等の災害予防計画

【総務課・産業建設課】

第1 基本方針

本村においても、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があり、風水害に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害危険・準用区域及び土砂災害警戒区域内については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれらの箇所の土地に法律に基づく指定をかけ、開発行為の制限や有害行為の防止と防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、周知徹底を図る。
- 2 要配慮者利用施設周辺の土砂災害危険・準用区域及び土砂災害警戒区域内について防災対策を推進する。
- 3 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害を生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 4 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本村は、地質構造の特異性から山間地を中心に地すべり危険箇所等が存在しており、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 地すべり危険箇所に関する警戒避難体制についての確立に努めるとともに、村民に対し周知を図る。

(イ) おおむね対策工事が完了した地区について、県からの委託により巡視及び軽微な修繕を行う。

イ 【住民が実施する計画】

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深める。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区について、平素から危険予想箇所の把握をする必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、常にその状態について把握を行う。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 警戒又は避難を行うべき基準

警戒又は避難を行うべき基準は、長野県建設部砂防課の「土石流警戒避難基準雨量について」による。

大雨には、局地性があるので雨量観測値が基準雨量に達しない時でも危険な兆候が認められた場合は、村は避難等について住民を指導する。

(イ) 避難方法の周知

降雨時に混乱なく避難させるため、避難について必要な事項について定める。

a 土石流危険溪流の所在地

(別に定める土石流危険流域一覧表による。)

b 土石流危険溪流の区域

(別に定める土石流危険溪流位置図による。)

(ウ) 避難勧告等の発令時期、伝達手段、誘導及び移送等土石流の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための勧告、指示、伝達、誘導、収容及び救助等は、次に定めるとおりとする。

a 避難準備・高齢者等避難開始

土砂災害警戒情報が発表された場合に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、要配慮者は避難を開始し、それ以外の住民は避難の準備を行う。

b 避難勧告、避難指示

土石流が発生し、また、発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認められる地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、急を要すると認めるときは、これらの者に対して避難のための立ち退きを指示する。

c 勧告、指示する例示

- (a) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- (b) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木が混じり始めた場合
- (c) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少した場合
- (d) 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

d 避難場所

資料編のとおり

イ 【住民が実施する計画】

土石流危険溪流についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

がけくずれ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、住民へ周知する。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。
- (ウ) がけくずれ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告又は指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。
- (エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。
- (オ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、村等に緊急連絡ができるようにする。

ウ 【住民が実施する計画】

日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

5 要配慮者利用施設周辺の土砂災害警戒区域対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い村内には、要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域周辺に立地している。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 防災マップや研修会等の機会を通じて住民に対して災害危険箇所等の周知を図っていく。

イ 要配慮者利用施設に係る対策として、土砂災害を受けるおそれのある施設の管理者に対して土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、防災体制の整備を図る。

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

土砂災害警戒区域内の開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

a 建築基準法に基づく建築物の構造規制

b 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ウ) 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を住民等に周知する。

(エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ 【住民が実施する計画】

(ア) 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく村、消防機関、警察機関等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。さらに、土砂災害警戒情報発表に伴い、その内容を理解し、自主避難等、避難行動ができるように努める。

(イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わない。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について村に助言を求める。

第23節 建築物災害予防計画

【総務課・産業建設課・教育委員会】

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による落下物、転倒物の防災対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造体力の安全性を確保し、適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 公共建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (イ) 一般建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (ウ) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (エ) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- (オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。
- (イ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ、盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築物の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の運用を適切に行う。
- (イ) がけ地近接等危険性住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
- (ウ) 建築物の所有者等は、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ、盛り土等の必要な措置を講ずる。

イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ、盛り土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

長野県における国・県指定文化財のうち、構造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行う。

イ 【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。

第24節 道路及び橋梁災害予防計画

【産業建設課】

第1 基本方針

風水害の発生により生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう災害に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり、構造物・施設等の風水害に対する安全性又は耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は風水害に際して機能に重大な障害が生じないことを目標に設計する。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。災害後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関と相互応援の協定を締結し、平常時より連絡を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性の確保に努める。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の損壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各関係機関と協力し、道路施設及び橋梁について安全性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

2 関係機関との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

災害が発生し、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき、交通の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

関係機関との協力体制を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、協力体制を整備するとともに、県・村の協定等に協力する。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、村道・林道・橋梁等村の管理する道路に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【村・飯田警察署が実施する計画】

ア 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図る。

イ 村及び飯田警察署は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

第25節 河川施設災害予防計画

【産業建設課】

第1 基本方針

出水時の破堤等、河川施設の被災は多くの人命、財産を失う甚大な社会的影響を与えることが予想されるため、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い、安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の風水害の実績、現況の流下能力等を勘案し、優先度の高い箇所から改修を進める。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するための対策を講ずる。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 4 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

過去の災害と堤防の強度等を勘案し、河川改修や維持工事を進める一方、重要水防区域の設定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意喚起を行っている。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により、河川管理施設の整備を図る。

2 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。

(イ) 要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

イ 【浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等が実施する計画】

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

第26節 ため池災害予防計画

【産業建設課】

第1 基本方針

村内にはおよそ20か所にのぼる農業用ため池があり、築造後140年余を経過したと推定されるものが多い。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽が甚だしいものもある。洪水等によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪うおそれがある。雨期には関係者に警告を発するとともに、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

巡回点検等により、ため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

ため池台帳に記載されている農業用ため池のほか、受益のなくなった旧農業用ため池もある。老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施している。

2 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。
- (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。
- (ウ) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

イ 【関係機関が実施するとされている計画】

- (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、ただちに村に緊急連絡ができるようにする。
- (イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに、村に結果を報告する。

第27節 農林産物災害予防計画

【産業建設課】

第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱の損壊、農産物出荷貯蔵施設、農産物加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産、流通・加工施設の安全性の確保、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 主な取り組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 森林整備計画に基づき、森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ、予防技術の周知徹底を図っている。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

村は、下伊那農業改良普及センター、みなみ信州農業協同組合等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

村と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

ウ 【住民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき、災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

また、本村のような地勢と気象条件におかれている地域の農林業は、絶えず各種災害の脅威にさらされているが、災害予防対策・指導を推進し、これらを未然に防止するよう努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 技術対策

林産物を各種災害から防護するため、村は関係機関と連携を密にし、気象条件に対応した技術指導、予防技術対策を樹立し、関係機関、農家に指導の徹底を図る。

(イ) 凍霜害対策

林産物を凍霜害から未然に防止するため、常に関係機関から情報をキャッチし、霜の有無・程度・最低気温の予想及び技術指導等を防災行政用無線・音声告知放送を通じて関係農家に周知徹底を図る。

(ウ) その他の気象災害対策

風害・風水害・干害・ひょう害・寒害等についても予知に努め、規模、程度に応じた対策の早期徹底に努める。

(エ) 病虫害防除対策

病虫害防除の徹底を図るため、音声告知放送、関係団体の協力を得て農作物病虫害の防除推進を図るように努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。(中部森林管理局)

(イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。

(ウ) 関係業界は、県、村と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

ウ 【住民が実施する計画】

村等が計画的に行う森林整備に協力する。

第28節 二次災害の予防計画

【各課】

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが、構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

建築物は、被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

村は、それぞれの計画の定めるところにより整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

(2) 実施計画

ア 【飯田広域消防本部が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (エ) 自衛消防組織の強化
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等
- (カ) 民間業者等の資機材保有実態の把握

イ 【危険物取扱事業所が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (ウ) 自主消防組織の強化促進
- (エ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を増大させる原因となる場合がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 危険個所の把握
- イ 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備
- ウ 情報収集体制の整備
- エ 流木除去体制の整備

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 土砂災害危険箇所の把握
- イ 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備
- ウ 情報収集体制の整備
- エ 警戒避難体制の整備

第29節 防災知識普及計画

【各課】

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、村、防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が日常から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業、自主防災組織などの連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで、県、村及び指定行政機関等は、系統的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、災害ハザードマップの作成・配布等の、より実践的な活動も必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等を利用して、次のような活動を行う。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

- c 警報等や、避難勧告・避難指示（緊急）等の意味や内容
 - d 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
 - e 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害等に関する一般的な知識
 - f 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - g 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - h さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - i 正確な情報入手の方法
 - j 要配慮者に対する配慮
 - k 男女のニーズの違いに対する配慮
 - l 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - m 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - n 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
 - o 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動
 - p 避難生活に関する知識
 - q 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - r 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - s 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 防災マップ、災害時の行動マニュアル、災害ハザードマップ等を作成・配布し、徹底した情報提供を行う。
- a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (b) 要配慮者利用施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - (b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
 - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。

- (ウ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。
- (エ) 自主防災組織（区・自治会）区域内における、防災マップ等の作成に対する指導を推進する。
- (オ) 上記の災害ハザードマップ等の配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることもあわせて周知する。
- (カ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- (キ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (ク) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (ケ) 防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- (コ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- (サ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ 【自主防災組織等が実施する計画】

災害ハザードマップ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、災害ハザードマップ等の作成に協力する。

ウ 【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努める。

エ 【住民等が実施する計画】

住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認
 - a 指定緊急避難場所への立退き避難
 - b 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
 - c 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

- (ウ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（テレビ、ラジオ、インターネット等）
- (エ) 発災時の連絡方法（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
- (オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (カ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (キ) 備蓄食料の試食及び更新
- (ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (ケ) 地域の防災マップの作成
- (コ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

オ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

カ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者を収容している施設、観光施設、スーパーマーケット等不特定多数の者が利用する施設の管理者における災害時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

村が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害発生時における行動、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災知識の普及徹底を行う。

イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】

危険物使用施設、病院、社会福祉施設等の防災上重要施設等における訓練時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等、防災意識の普及徹底に努める。

ウ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設において、必ず防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

小中学校及び保育園（以下この節において「学校」という。）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等をおとして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【村（教育委員会・保育園）が実施する計画】

ア 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 村職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項に関する防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 自然災害に関する一般的な知識

イ 自然災害が発生した場合にとるべき初動体制に関する知識

ウ 職員として果たすべき役割

エ 災害応急対策として講ずることになっている事項の検討

オ その他取り組む必要のある事項や課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

第30節 防災訓練計画

【総務課】

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の確立を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

(1) 現状及び課題

本村では、毎年9月1日「防災の日」を中心に防災週間（8月30日～9月5日）内において防災訓練を実施している。今後も訓練内容をより実践的で充実したものにしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村は、住民の参加を得て、相互の協調体制の強化による被害防止を目的として大規模な災害を想定した総合防災訓練を行う。

a 実施時期

毎年防災週間（8月30日～9月5日）内に実施する。

b 実施場所

地区・自治会をメイン会場として、すべての自治会単位で実施する。

c 実施方法

住民及び関係機関の参加を得て次の訓練を中心とした総合防災訓練を行う。

(a) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練とあわせて行う。

- (b) 災害救助訓練
救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じ、関係機関と協働してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。
- (c) 通信訓練
災害時における災害対策現地本部、村災害対策本部との円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により情報伝達、感度交換訓練を行う。
- (d) 避難訓練
災害時における避難勧告等の迅速化及び円滑化のため、地域住民の参加を得て、現地本部等避難所への避難訓練を行う。
- (e) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練
災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえでの抜き打ちの実施も検討する。
- (f) 情報収集及び伝達訓練
災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達訓練を行う。
- (g) 要配慮者に対する訓練
災害時における要配慮者の安否の確認、避難誘導等地域住民も含めた実践的な訓練を行う。
- (h) 水防訓練
水防管理者及び県は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか、水系別に水防演習を行う。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、県、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

ウ 【企業等が実施する計画】

- (ア) 企業等においても独自に防災訓練を実施するとともに、県、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。
- (イ) 村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について村長に報告する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には事後評価を行う必要がある。

(2) 実施計画

【訓練の実施機関において実施する計画】

ア 実践的な訓練の実施

- (ア) 訓練の実施機関は、被害の想定を明らかにする、訓練の実施時間を工夫する、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。
- (イ) 自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練となるよう努める。
- (ウ) 要配慮者避難個別支援計画を策定し、計画に沿った防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 1節 災害復旧・復興への備え

【各課】

第1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復旧のためのデータを保存し、重要な資料についてはバックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図る。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 実施計画

1 災害廃棄物の発生への対応

【村が実施する計画】

- ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認等広域処理体制の充実に努める。
- イ 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
- ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、近隣市町村との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- エ 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 データの保存及びバックアップ

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設や埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

イ 【関係機関が実施する計画】

あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 災害復旧用材の備蓄及び供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給し、価格の安定を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

村は、関係業者、飯伊森林組合、県等の協力をえて木材調達体制を整備しておく。

4 罹災証明書の発行体制の整備

【村が実施する計画】

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用を推進する。

第3 2節 自主防災組織等の育成

【総務課】

第1 基本方針

災害発生時の被害の拡大防止や軽減のためには、自治体や防災関係機関の活動と並んで住民の自主的な防災活動が重要である。特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織は、日頃の活動を通じて地域の連帯感や支え合いの精神を強化するという意味でも、今日の社会環境の中で果たす役割は大きなものになっている。

今後、企業、事業所等の協力も得て、すべての住民が参加する訓練や研修会を行い、組織の活性化と強化を図っていく。

第2 主な取組み

- 1 自主防災組織は原則として区・自治会単位で組織する。
- 2 村は、自主防災組織が活動環境を整備し、活動の場を確保するための支援を行う。
- 3 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容・役割を明確化する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。
- 6 企業、事業所の防災組織との連携態勢確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 組織の充実強化

(1) 現状及び課題

現在、本村の自主防災組織は各地区において組織されているが、今後、防災意識の一層の涵養に努め、住民総参加を目指して組織化を進め、活動の充実を図る必要がある。

また、企業、事業所の防災組織についても一層強化を図っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 村は、各地区住民に対して自主防災意識の普及・啓発活動を行い、自主防災組織の発足や活性化のための支援を行う。
- (イ) 平日、昼間の防災活動にも対応できることに留意した組織となるよう努める。
- (ウ) 円滑かつ迅速な活動のための防災資機材の整備を支援する。

2 組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 災害に対する日ごろの備えや、災害発生時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施

- ウ 地域の安全点検に基づく防災マップの作成、配布
- エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検
- (2) 災害発生時の活動
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止、初期消火
 - ウ 避難誘導活動
 - エ 救出救護の実施及び協力
 - オ 炊き出し等の給食給水活動
 - カ 避難所の開設と運営

3 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

自主防災組織がより有効な活動をするために、各種補助事業・助成事業の制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

コミュニティ助成事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

4 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織の活性化が欠かせないが、組織の活性化を図るため、リーダーや役員に対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

加えて、若者・障害者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりもあわせて進めて行く必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。

イ 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

ウ 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

5 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域にある複数の自主防災組織が発災時に連携のとれた活動を行えるように、日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るための協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

イ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進する。

ウ 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第33節 企業防災に関する計画

【総務課・産業建設課】

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 企業防災

（1）現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により、企業活動が停止する可能性がある。

活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

（2）実施計画

ア 【村・県が実施する計画】

（ア） 住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

（イ） 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

- (ウ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

イ 【企業が実施する計画】

- (ア) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。
- (イ) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、防災住民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (エ) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- (オ) 災害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により、被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (カ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第34節 ボランティア活動の環境整備計画

【健康福祉課・社会福祉協議会】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速にかつ的確に実施するためには、県、村、防災関係機関だけでは十分な対応ができないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び労働提供等意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 災害救援ボランティアの事前登録を、村社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等において実施する。
- 2 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の強化を進める。
- 3 ボランティアコーディネーターの養成を引き続き推進する。

第3 計画の内容

1 災害救援ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分等多種多様である。

こうした多種多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

村は、村社会福祉協議会及び日本赤十字社（長野県支部）等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

イ 【村社会福祉協議会及び日本赤十字社（長野県支部）等ボランティア関係団体が実施する計画】

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

2 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

本村ではボランティア団体がそれぞれの団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救助等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の配置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

3 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

【村、社会福祉協議会、日本赤十字社等が実施する計画】

村、村社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等は、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第35節 災害対策基金等積立及び運用計画

【総務課】

第1 基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立てを行う。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害対策経費等の準備のため、村は、財政調整基金の積立てを行い、その運用にあたっている。

2 実施計画

【村が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

第36節 風水害対策に関する調査研究及び観測

【総務課】

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

すでに、国においても、気象等風水害に関するさまざまな研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第2 主な取組み

村は、県・各関係機関と協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

【村が実施する計画】

- 1 村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、過去に実施した防災アセスメントや過去の災害履歴等を整理し、災害ハザードマップとして公表する。
- 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。

第37節 事業継続計画

【各課】

第1 基本方針及び主な取組み

大規模災害や大規模事故、さらには新型インフルエンザや緊急処理事態など、甚大な被害をもたらし、村民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際には、村自身も被災し、人、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

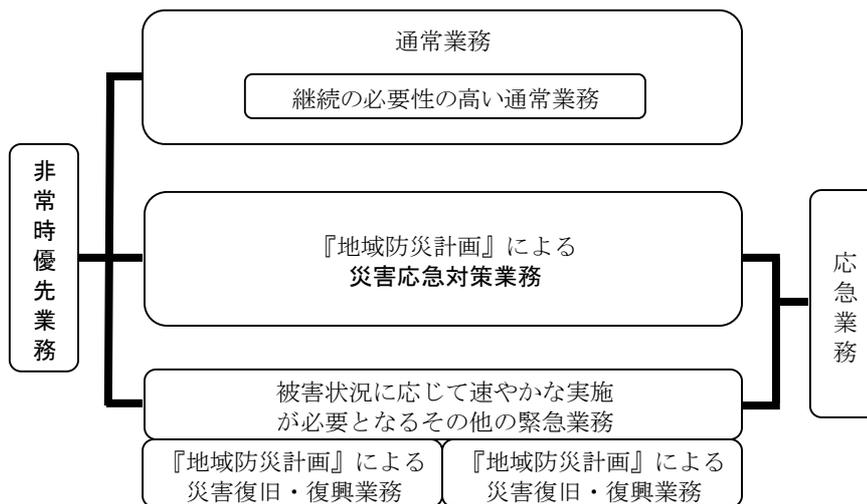
村は、そのような中で、危機事象発生後ただちに地域防災計画や、各課で整備されているマニュアルなどに基づき、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。

また一方で、村民生活に密着する行政サービスの提供や村の基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このような危機事象発生時において、村として実施すべき「非常時優先業務」を、なるべく中断させず、中断した場合においても、できるだけ早急に復旧するために必要な事務事業継続計画の策定に努める。

- ※1 災害応急対策業務とは、『豊丘村地域防災計画』に規定されている災害応急対策に係る業務
- ※2 応急業務とは、「災害応急対策業務」に「被災状況に応じて速やかな実施が必要となるその他の緊急業務」を加えた業務
- ※3 非常時優先業務とは、「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」を合わせた業務（災害発生時に、村として継続すべき業務の全体）

応急業務と非常時優先業務の概念



第2 計画の内容

1 【村が策定する計画】

- (1) 大規模災害時に業務継続に与える影響
- (2) 非常時優先業務を、応急業務と継続の必要性の高い通常業務の区分及び主要な業務の整理並びに初動体制確保の方針等
- (3) 非常時優先業務の業務継続に不可欠な本部初動要員の確保、職員緊急参集、職員の安否確認など、業務体制で整備すべき事項の整理
また、執務環境及びスペースの確保、帰宅困難者、負傷者への対応等の後方支援業務
- (4) 非常時優先業務の業務継続に不可欠な事務室の確保や、電源や通信手段など庁舎機能の確保、また、庁舎の代替施設の検討など業務継続のための環境の確保
- (5) 非常時優先業務が集中し、人員の不足する課に対する「課をまたがる職員の応援」の手順
- (6) 「研修」や「訓練」など

2 【事業所が策定する計画】

事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に、村や地域の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者は事業継続計画（BCP）の策定に努める。

- (1) 優先して継続・復旧すべき中核事業
- (2) 緊急時における中核事業の目標復旧時間
- (3) 緊急時に提供できるサービスのレベル
- (4) 事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策
- (5) すべての従業員とのコミュニケーション

第38節 観光地の災害予防計画

【総務課・産業建設課】

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

第2 主な取組み

村は、観光施設管理者との相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。

第3 計画の内容

【村が実施する計画】

- 1 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- 2 それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

第39節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【総務課】

第1 基本方針

村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、村と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を村地域防災計画に定める。

第2 主な取組み

住民等の提案により村地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努める。

第3 計画の内容

1 【村が策定する計画】

村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

2 【住民及び事業者が策定する計画】

村内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、当該地区の村と連携して防災活動を行う。